

議会基本条例策定代表者会議 持ち帰り事項について

1. 第4条について

(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。 2 会派は、同一の理念を有する最少一人の議員で構成し、活動する。 3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重するものとし、会派間の公平性を確保しなければならない。 4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。 5 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるも
--

(1) 第2項 会派について

①原案	会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。
②民主党	会派は、同一の理念を有する議員で構成する。ただし、一人会派も認める。
③調布市議会	「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。」、「議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。」

(2) 第3項 少数会派について

自民党	「少数会派を尊重するものとし、」を削除してほしい
こがねいをおもしろくする会	削除するのであれば、この項の最後に「少数会派の活動を保障する」を追加してほしい
こがねい市民会議	第2項「同一の理念を有する最少1人の議員で構成する」という言いきりであれば、「少数会派の活動の保障」はいらぬが、民主党案でいくと「少数会派の活動の保障」という言葉は盛り込む必要がある。

<持ち帰り検討事項>

- ① 第2項の会派の文言について、3つの案について、検討する。特に1人会派の記述について
- ② 「少数会派の尊重」という文言について、上表の3案の中で、どうするか。

(3) 会派代表者会議の記述について

こがねい 市民会議	会派代表者会議を盛り込み、傍聴を認め公開とする。会議録は作成する。また、いくつかの問題に限って、別の非公開の協議会を設置する。たとえば、議員の身分の問題など
	会派代表者会議を記述しない。申しあわせ事項の範囲で開催する。

<持ち帰り検討事項>

会派代表者会議を条例に盛り込むかどうか。盛り込むとした場合の情報公開の在り方について、会議録、傍聴などどうするか、また、それ以外に別の会議は設置するのか。

2. 第5条について

第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。
--

こがねいをおも しらくする会・ こがねい市民会 議	・「原則公開とし、市民に事前に議会日程を周知するよう努める」を補充したらどうか。 ・広報広聴の部分で議論していくことが必要ではないか。
日本共産党	逐条解説で述べることでよいのではないか。

<持ち帰り検討事項>

(1) 公開しない場合については、「その理由を明らかにしなければならない」議会事務局に調査をしてもらうこととあわせ、各会派が調査し、検討する。

(2) 議会日程を事前に周知することについて、条文規定するかどうか、持ち帰る。議会日程を周知するとした場合、どのような場合を想定しているのか具体案を示すことができれば示す。

3. 第6条について

第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。 2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。 3 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査をするに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。 4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。

(1) パブリックコメントについて

小金井をおもしろくする会	広聴活動について、パブリックコメントを入れるべき
こがねい市民会議	市議会は、行政と違うので、パブリックコメントは難しいのではないか。提案したい議員がパブリックコメントをかけるということであればパブリックコメントをかけるというので良いのではないか。提案権を抑止することにつながるのではないか危惧するが、議論を聞いていて了解する。
市民自治こがねい	全会派が一致ということよりも、パブコメに全員が賛成すればパブリックコメントをかけることができる
改革連合	パブリックコメントは案がまとまってからかけるため、多数で議決されるかどうかの予測がつくと思われる。 賛成少数で通る見込みのない条例をパブリックコメントにかけるのは、市民に対し失礼になるが、可決される見込みの場合は、当然パブリックコメントにかけるべきである。

<持ち帰り検討事項>

大方の合意が得られる議員提案条例については、「原則としてパブリックコメントを行うものとする」とするか、「パブリックコメントを行うことができる」とするか。「大方の」という言い方を数値化するかどうか。

4. 広報・広聴活動について

市民と議会との関係に、広報広聴活動と第3章を合体するかどうか、合体したほうがよいと考える場合にどのような項目を入れたほうがよいかを提案する。

委員長コメントにある部分についても会派で持ち帰って検討する。